

V-1-1-5-8-2 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

(その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備))

目 次

1. 概要	1
2. 消火設備	2
2.1 ポンプ	2
2.1.1 電動機駆動消火ポンプ	2
2.1.2 ディーゼル駆動消火ポンプ	5
2.2 容器	8
2.2.1 ろ過水タンク	8
2.2.2 二酸化炭素消火設備二酸化炭素ボンベ	10
2.2.3 小空間固定式消火設備ハロゲン化物ボンベ	14
2.2.4 SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備ハロゲン化物ボンベ	104
2.2.5 電源盤・制御盤消火設備ハロゲン化物ボンベ	108
2.2.6 ケーブルトレイ消火設備ハロゲン化物ボンベ	113
2.2.7 中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備ハロゲン化物ボンベ	218
2.2.8 5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備ハロゲン化物ボンベ	219
2.3 主配管	221
2.3.1 水系消火設備主配管	221
2.3.2 二酸化炭素消火設備主配管	235
2.3.3 小空間固定式消火設備主配管	243
2.3.4 SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備主配管	341
2.3.5 電源盤・制御盤消火設備主配管	359
2.3.6 ケーブルトレイ消火設備主配管	364
2.3.7 中央制御室床下フリーアクセスフロア消火設備主配管	469
2.3.8 5号機原子炉建屋内緊急時対策所消火設備主配管	478

1. 概要

本資料は、その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）の申請設備に係る仕様設定根拠について説明するものである。

2. 消火設備

2.1 ポンプ

2.1.1 電動機駆動消火ポンプ (5号機設備, 6, 7号機共用)

名 称		電動機駆動消火ポンプ (5号機設備, 6, 7号機共用)	
容 量	m ³ /h/個	135 以上 (177)	
揚 程	m	70.4 以上 (75)	
最高使用圧力	MPa	0.98	
最高使用温度	°C	66	
原 動 機 出 力	kW/個	75	
個 数	—	1	
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用する電動機駆動消火ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>電動機駆動消火ポンプは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>系統構成は、ろ過水タンクを水源として消火用水系統へ消火用水を供給する設計とする。</p> <p>1. 容量</p> <p>電動機駆動消火ポンプの容量は、屋外消火栓、屋内消火栓及び泡消火設備をそれぞれ使用する単一火災が、同時に発生した場合を想定した設計とする。</p> <p>なお、上記条件で必要なポンプの容量は、消防法施行規則 第12条*¹、第22条*²、第18条*³、*⁴で定める容量を合算した135m³/h*⁵以上を満足する容量とする。</p> <p>公称値については、余裕を見込み177m³/h/個とする。</p> <p>注記*¹： 屋内消火栓の設置個数が2個以上の場合、2個を同時使用することが可能な容量。 放水量が1500/min/個以上×2=3000/min=18m³/hを満足させること。</p> <p>*²： 屋外消火栓の設置個数が2個以上の場合、2個を同時使用することが可能な容量。 放水量が4000/min/個以上×2=8000/min=48m³/hを満足させること。</p> <p>*³： 軽油タンクの発泡機の必要流量3500/min=21m³/h</p> <p>*⁴： 補助泡消火栓2個を同時使用することが可能な容量。放水量が4000/min/個以上 ×2=8000/min=48m³/h</p> <p>*⁵： 合計必要容量 135m³/h(18m³/h+48m³/h+21m³/h+48m³/h)</p>			

2. 揚程

電動機駆動消火ポンプの揚程は、屋外消火栓、屋内消火栓、泡消火設備のうち、最も揚程を必要とする、泡消火設備に供給するために必要な静水頭、配管等の圧力損失を基に設定する。

静水頭	7.6m	(ポンプ吸い込み～エアフォームチャンバ)
吐出水頭	35.7m	(エアフォームチャンバ吹出圧力損失)
損失水頭	27.1m	(配管圧力損失)
合計	70.4m	

以上より、電動機駆動消火ポンプの揚程は、70.4m以上とする。

公称値については、余裕を見込み75mとする。

3. 最高使用圧力

電動機駆動消火ポンプの最高使用圧力は、ポンプ締め切り運転時の揚程81mにろ過水タンクの静水頭11.3mを加えた92.3m(0.91MPa)を上回る0.98MPaとする。

4. 最高使用温度

電動機駆動消火ポンプの最高使用温度は、屋内の室温40℃を考慮し、余裕をもって66℃とする。

5. 原動機出力

電動機駆動消火ポンプの原動機出力は、容量 177m³/h 時の軸動力を基に設定する。電動機駆動消火ポンプは容量 177m³/h、揚程 75m であることから、その時の必要軸動力は、以下のとおり 52.5kW となる。

$$L = 10^{-3} \times \rho \times g \times \frac{\left(\frac{Q}{3,600}\right) \times H}{\eta}$$

$$= 10^{-3} \times 1,000 \times 9.80665 \times \frac{\left(\frac{177}{3,600}\right) \times 75}{0.69} = 52.5\text{kW}$$

L : 必要軸動力 (kW)

ρ : 流体の密度 (kg/m³) = 1,000

g : 重力加速度 (m/s²) = 9.80665

Q : ポンプ流量 (m³/h) = 177

H : ポンプ揚程 (m) = 75

η : ポンプ効率 = 0.69

(参考文献 : 「ターボポンプ用語」 (J I S B 0 1 3 1 -2002))

以上より、電動機駆動消火ポンプの原動機出力は、必要軸動力 52.5kW を上回る 75kW/個とする。

6. 個数

電動機駆動消火ポンプ (原動機含む) は、設計基準対象施設として発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数であり、ディーゼル駆動消火ポンプ 2 個と合わせて多様性を確保できるよう 1 個設置する。

2.1.2 ディーゼル駆動消火ポンプ (5号機設備, 6,7号機共用)

名 称		ディーゼル駆動消火ポンプ (5号機設備, 6,7号機共用)	
容 量	m ³ /h/個	135 以上 (177)	
揚 程	m	70.4 以上 (75)	
最高使用圧力	MPa	1.0	
最高使用温度	℃	66	
原 動 機 出 力	kW/個	91	
個 数	—	2	

【設 定 根 拠】

(概要)

その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するディーゼル駆動消火ポンプは、以下の機能を有する。

ディーゼル駆動消火ポンプは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

系統構成は、ろ過水タンクを水源として消火用水系統へ消火用水を供給する設計とする。

1. 容量

ディーゼル駆動消火ポンプの容量は、屋外消火栓、屋内消火栓及び泡消火設備をそれぞれ使用する単一火災が、同時に発生した場合を想定した設計とする。

なお、上記条件で必要なポンプの容量は、消防法施行規則 第12条*1、第22条*2、第18条*3、*4で定める容量を合算した 135m³/h*5 以上を満足する容量とする。

公称値については、余裕を見込み 177m³/h/個とする。

注記*1：屋内消火栓の設置個数が2個以上の場合、2個を同時使用することが可能な容量。

放水量が 1500ℓ/min/個以上×2=3000ℓ/min=18m³/h を満足させること。

*2：屋外消火栓の設置個数が2個以上の場合、2個を同時使用することが可能な容量。

放水量が 4000ℓ/min/個以上×2=8000ℓ/min=48m³/h を満足させること。

*3：軽油タンクの発泡機の必要流量 3500ℓ/min=21m³/h

*4：補助泡消火栓 2個を同時使用することが可能な容量。放水量が 4000ℓ/min/個以上×2=8000ℓ/min=48m³/h

*5：合計必要容量 135m³/h (18m³/h+48m³/h+21m³/h+48m³/h)

2. 揚程

ディーゼル駆動消火ポンプの揚程は、屋外消火栓，屋内消火栓，泡消火設備のうち，最も揚程を必要とする，泡消火設備に供給するために必要な静水頭，配管等の圧力損失を基に設定する。

静水頭	7.6m	(ポンプ吸い込み～エアフォームチャンバ)
吐出水頭	35.7m	(エアフォームチャンバ吹出圧力損失)
損失水頭	27.1m	(配管圧力損失)
合計	70.4m	

以上より，ディーゼル駆動消火ポンプの揚程は，70.4m以上とする。

公称値については，余裕を見込み75mとする。

3. 最高使用圧力

ディーゼル駆動消火ポンプ 2 個の最高使用圧力は，ポンプ締め切り運転時の揚程 80m にる過水タンクの静水頭 11.3m を加えた 91.3m (0.90MPa) を上回る 1MPa とする。

4. 最高使用温度

ディーゼル駆動消火ポンプの最高使用温度は，屋内の室温 40℃を考慮し，余裕をもって 66℃とする。

5. 原動機出力

ディーゼル駆動消火ポンプの原動機出力は、定格流量 177m³/h にミニフロー流量 18m³/h を加えた 195m³/h 時の軸動力を基に設定する。

ディーゼル駆動消火ポンプの流量 195m³/h、定格揚程 75m、そのときの同ポンプの必要軸動力は、以下のとおり 65.4kw となる。

$$L = 10^{-3} \times \rho \times g \times \frac{\left(\frac{Q}{3,600}\right) \times H}{\eta}$$

$$= 10^{-3} \times 1,000 \times 9.80665 \times \frac{\left(\frac{195}{3,600}\right) \times 75}{0.61} = 65.4\text{kW}$$

L : 必要軸動力 (kW)

ρ : 流体の密度 (kg/m³) = 1,000

g : 重力加速度 (m/s²) = 9.80665

Q : ポンプ流量 (m³/h) = 195

H : ポンプ揚程 (m) = 75

η : ポンプ効率 = 0.61

(参考文献 : 「ターボポンプ用語」 (J I S B 0 1 3 1 -2002))

以上より、ディーゼル駆動消火ポンプの原動機出力は、必要軸動力 65.4kW を上回る 91kW/個とする。

6. 個数

ディーゼル駆動消火ポンプ (原動機含む) は、設計基準対象施設として発電所内で発生した火災を早期に消火するために必要な個数であり、電動機駆動消火ポンプ 1 個と合わせて多様性を確保するため 1 個以上必要であることから 2 個設置する。

2.2 容器

2.2.1 ろ過水タンク (5号機設備, 6,7号機共用)

名 称	ろ過水タンク (5号機設備, 6,7号機共用)	
容 量	m ³ /個	120 以上(1000)
最高使用圧力	MPa	静水頭
最高使用温度	℃	66
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備として使用するろ過水タンクは、以下の機能を有する。</p> <p>ろ過水タンクは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うため、電動機駆動消火ポンプやディーゼル駆動消火ポンプの水源として設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>ろ過水タンクの容量は、屋外消火栓、屋内消火栓による放水に必要な水量を合算しそれらを同時に放水する場合を想定した設計とする。</p> <p>なお、上記条件で必要なろ過水タンクの容量は、消防法施行令第11条*1、第19条*2、さらに「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」*3で定める容量を合算した120m³以上を満足する容量とする。</p> <p>公称値については、要求される容量を上回る1000m³/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>ろ過水タンクの最高使用圧力は、ろ過水タンクが大気開放であることから、静水頭とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>ろ過水タンクの最高使用温度は、屋外の気温40℃を考慮し、余裕をもって66℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>ろ過水タンクは、設計基準対象施設として多重性を確保できるよう2個設置する。</p>		

注記*1 : 屋内消火栓設備必要水源量 (消防法施行令第 11 条 3 項一号)

$$\begin{aligned} \text{屋内消火栓必要水量} &= 2 \text{ (個の消火栓)} \times 130\text{L}/\text{min} \\ &= 260\text{L}/\text{min} = 15600\text{L}/\text{h} = 15.6\text{m}^3/\text{h} \end{aligned}$$

*2 : 屋外消火栓設備必要水源量 (消防法施行令第 19 条 3 項二号)

$$\begin{aligned} \text{屋外消火栓必要水量} &= 2 \text{ (個の消火栓)} \times 350\text{L}/\text{min} \\ &= 700\text{L}/\text{min} = 42000\text{L}/\text{h} = 42\text{m}^3/\text{h} \end{aligned}$$

*3 : 実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準

連続放水能力 2 時間以上 (合計 120m³)

内訳

$$\text{屋内消火栓設備} \quad 15.6\text{m}^3/\text{h} \times 2\text{h} = 31.2\text{m}^3$$

$$\text{屋外消火栓設備} \quad 42\text{m}^3/\text{h} \times 2\text{h} = 84\text{m}^3$$

$$31.2\text{m}^3 + 84\text{m}^3 = 115.2\text{m}^3 = 120\text{m}^3$$

2.2.2 二酸化炭素消火設備二酸化炭素ボンベ

名 称		[] 用 二酸化炭素ボンベ	
容 量	ℓ /個	68 以上 (68)	
最 高 使 用 圧 力	MPa	10.8	
最 高 使 用 温 度	℃	40	
個 数	—	21	
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する [] [] 用二酸化炭素ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型の二酸化炭素ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については、要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同様の 10.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 19 条第 5 項第六号ロにより 40℃とする。</p>			

4. 個数

設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ポンベは火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために、各火災区画のうち最も多くの消火剤量を必要とするポンベ個数を設置する。また、系統分離対策が必要な火災区域又は火災区画は、容器弁の単一故障を考慮し、消防法で要求される必要ポンベ個数*より1個多い21個のポンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第19条第4項第一号ロにおいて定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 15px; margin: 0 auto;"></div> 用 二酸化炭素ボンベ	
容 量	ℓ /個	68 以上 (68)	
最 高 使 用 圧 力	MPa	10.8	
最 高 使 用 温 度	℃	40	
個 数	—	22	
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する </p> <p>用二酸化炭素ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型の二酸化炭素ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については、要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同様の 10.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 19 条第 5 項第六号ロにより 40℃とする。</p>			

4. 個数

設計基準対象施設として使用する二酸化炭素ポンベは火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために、各火災区画のうち最も多くの消火剤量を必要とするポンベ個数を設置する。また、消防法で要求される必要ポンベ個数*である 22 個のポンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 19 条第 4 項第一号ロにおいて定められている消火に必要な消火剤量により算出。

2.2.3 小空間固定式消火設備ハロゲン化物ボンベ

名 称		□□□□□□□□□□用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	7
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 7 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		□□□□□□□□□□用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	4
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する□□□□□□□□□□用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 4 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		□□□□□用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	3
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する□□□□□ <input type="checkbox"/>用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 3 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	7
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 7 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		HCU 室（東側）用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	4
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する HCU 室（東側）用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 4 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	7
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 7 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		□用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	3
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する□</p> <p>□用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 3 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		HCU 室（西側）用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	4
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する HCU 室（西側）用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 4 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		HCW(D) サンプ, LCW(A) サンプ室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する HCW(D) サンプ, LCW(A) サンプ室用ハロゲン化物ボンベは, 以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは, 火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう, 火災の影響を限定し, 早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は, 高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから, 当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は, ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は, 消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき, 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは, 火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう, 火災の影響を限定し, 早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 2 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		[]用ハロゲン化物ポンベ	
容 量	ℓ/個	68 以上(68)	
最高使用圧力	MPa	5.2	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	3	
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する [] []用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 3 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>			

名 称		用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する 用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 2 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		RIP・CRD 補修室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	115.4 以上(115.4)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	9
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する RIP・CRD 補修室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 115.4ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 115.4ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 9 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		CRD 交換装置制御室用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する CRD 交換装置制御室用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 1 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		HPAC ポンプ室用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	68 以上 (68)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する HPAC ポンプ室用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 1 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		TIP 駆動装置電気盤室用ハロゲン化物ポンペ	
容 量	ℓ/個	68 以上(68)	
最高使用圧力	MPa	5.2	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	1	
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する TIP 駆動装置電気盤室用ハロゲン化物ポンペは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンペは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンペの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンペを使用することから、当該ポンペの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンペの最高使用圧力は、ポンペを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンペ内圧と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンペの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンペは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンペ個数*である 1 個のポンペを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>			

名 称		連絡トレンチ (R/B B2F) 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】 (概要) 火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する連絡トレンチ (R/B B2F) 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 2 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		RIP-ASD(A) (B) (C) (D) (E)室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	115.4 以上(115.4)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	8
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する RIP-ASD(A) (B) (C) (D) (E)室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 115.4ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 115.4ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 8 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	115.4 以上(115.4)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	9
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 115.4ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 115.4ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 9 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		RIP-ASD(F) (G) (H) (J) (K) 室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	115.4 以上(115.4)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	8
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する RIP-ASD(F) (G) (H) (J) (K) 室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 115.4ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 115.4ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 8 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		□用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する□用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 2 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		多重伝送盤室用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	40 以上(40)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する多重伝送盤室用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 40ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 40ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 1 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		クリーンアクセス通路 (R-B1F-21) 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上 (68)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	12
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置するクリーンアクセス通路 (R-B1F-21) 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 12 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		連絡トレンチ (R/B B1F) 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する連絡トレンチ (R/B B1F) 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 2 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		R/B 地上 1 階通路 (A) 用ハロゲン化物ポンペ
容 量	ℓ/個	68 以上 (68)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	4
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R/B 地上 1 階通路 (A) 用ハロゲン化物ポンペは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンペは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンペの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンペを使用することから、当該ポンペの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンペの最高使用圧力は、ポンペを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンペ内圧と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンペの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンペは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンペ個数*である 4 個のポンペを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 2 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		□□□□用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	3
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する □□□□ <input type="checkbox"/>用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 3 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		電気ペネ室 (R/B 1F 東) 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】 (概要) 火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する電気ペネ室 (R/B 1F 東) 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 2 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		除染パン室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する除染パン室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 1 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		FCS 再結合装置室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	5
<p>【設 定 根 拠】 (概要) 火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する FCS 再結合装置室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 5 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		□□□□用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する□□□□用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 2 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		SLC ペネ, 電気ペネ室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する SLC ペネ, 電気ペネ室用ハロゲン化物ボンベは, 以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは, 火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう, 火災の影響を限定し, 早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は, 高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから, 当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は, ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は, 消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき, 40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは, 火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう, 火災の影響を限定し, 早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 2 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		CUW プリコートポンプ・タンク室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する CUW プリコートポンプ・タンク室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 2 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		事故後サンプリング操作盤室用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する事故後サンプリング操作盤室用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 1 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		A 系北側連絡通路用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	4
<p>【設 定 根 拠】 (概要) 火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する A 系北側連絡通路用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 4 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		電気ペネ室 (R/B 2F 北) 用ハロゲン化物ポンベ	
容 量	ℓ/個	68 以上(68)	
最高使用圧力	MPa	5.2	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	1	
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する電気ペネ室 (R/B 2F 北) 用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 1 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>			

名 称		C系北側連絡通路用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	4
<p>【設 定 根 拠】 (概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置するC系北側連絡通路用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度40℃におけるボンベ内圧と同じ4.8MPaとする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第20条第4項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である4個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第20条第3項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		格納容器所員用エアロック室用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する格納容器所員用エアロック室用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 1 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		B 系南側連絡通路用ハロゲン化物ボンベ	
容 量	ℓ/個	115.4 以上(115.4)	
最高使用圧力	MPa	4.8	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	4	
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する B 系南側連絡通路用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 115.4ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 115.4ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 4 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>			

名 称		電気ペネ室 (R/B 2F 南) 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する電気ペネ室 (R/B 2F 南) 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 2 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		MSIV・SRV ラッピング室用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	9
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する MSIV・SRV ラッピング室用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 9 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		□□□□ 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	6
<p>【設 定 根 拠】 (概要) 火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する □□□□ 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 6 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		□□□□用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】 (概要) 火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する□□□□用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数 設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 2 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	115.4 以上 (115.4)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	7
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 115.4ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 115.4ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 7 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		SGTS 室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	115.4 以上(115.4)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	5
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する SGTS 室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 115.4ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 115.4ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 5 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		MS トンネル室空調機室用ハロゲン化物ボンベ	
容 量	ℓ/個	68 以上(68)	
最高使用圧力	MPa	5.2	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	3	
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する MS トンネル室空調機室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 3 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>			

名 称		北側 FMCRD 制御盤室用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上 (82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	6
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する北側 FMCRD 制御盤室用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 6 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		DG(C)/Z 送風機室用ハロゲン化物ポンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する DG(C)/Z 送風機室用ハロゲン化物ポンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ポンベを使用することから、当該ポンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用圧力は、ポンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるポンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ポンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なポンベ個数*である 2 個のポンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		

名 称		DG(B)/Z 送風機室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <p>火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する DG(B)/Z 送風機室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。</p> <p>4. 個数</p> <p>設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 2 個のボンベを設置する設計とする。</p> <p>注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。</p>		